

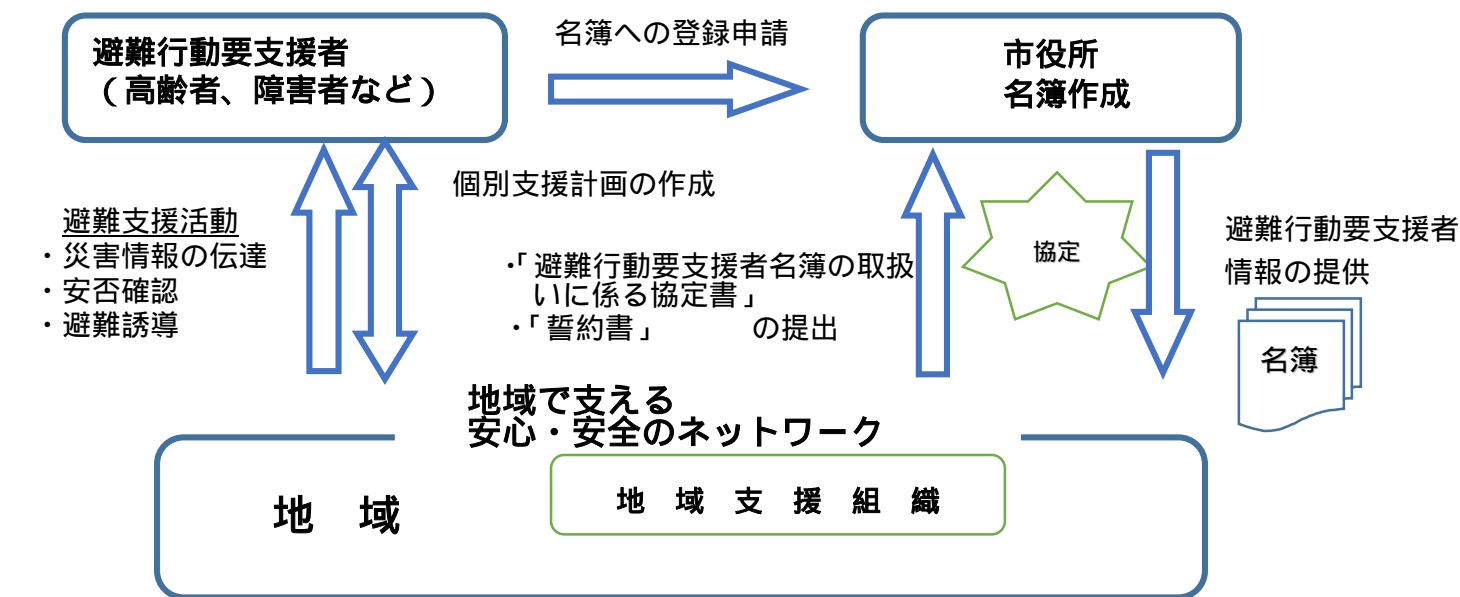
避難行動要支援者名簿登録のご案内

避難行動要支援者支援事業の取り組みについて

災害が発生した時には、消防や行政機関等の機能が麻痺し、すぐに救助等に行けないことが考えられます。特に、家族の支援を受けられず、自力で安全な場所へ避難することが困難な方（＝避難行動要支援者）は、「自分だけでは歩行や移動が困難」、「周辺の情報が入らない」などにより地域で孤立してしまうおそれがあります。



本市では、このような避難行動要支援者の方々に迅速に避難していただけるように、自主防災組織、町内会・自治会、民生・児童委員などの地域の方々に支援者となっていただき、災害が発生した時の安否確認や避難誘導等の支援活動に取り組んでいただく「宇治市避難行動要支援者支援事業」を推進しています。



本事業についてのお問い合わせ先：危機管理室
電話：0774-39-9421（直通）
ファックス：0774-39-9422
Eメール：kikikanri@city.uji.kyoto.jp

<裏面もご覧ください>

避難行動要支援者名簿に登録しませんか？

災害時において避難行動要支援者に支援を行うためには、避難行動要支援者の情報を、平時から行政と支援者で共有することが重要です。

そこで、まず本市では避難行動要支援者となりうる方から、必要な個人情報の提供をいただき、避難行動要支援者名簿を作成しています。名簿への登録をご希望され、支援者へそれらの情報を提供することについて同意される方は、「避難行動要支援者・要配慮者名簿登録申請書」に必要事項をご記入の上、危機管理室まで提出してください。

対象者について

- ・要介護3～5の認定者のうち在宅の方、65歳以上で一人暮らし、65歳以上の方のみの世帯の方
- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの認定を受け在宅の方
- ・その他自力での避難が困難な方

登録にあたって以下のことを承知しておいてください

支援者について

支援者については、個人情報保護の宣誓をしていただいた上で自主的に本事業に協力いただける団体・個人（自主防災組織を組織されている町内会・自治会、民生・児童委員など）から選定されています。しかし、あくまで自主的にご協力いただくことが前提ですので、一人ひとりの避難行動要支援者の方すべてに、支援体制をつくるには、時間がかかることが予想されます。登録をいただいても、すぐに支援する体制ができるわけではないことを承知しておいてください。

必ずしも避難支援が保障されるわけではありません

避難行動要支援者の支援は、支援する人々の助け合いの精神に基づくもので、支援者の無理の無い範囲での支援となります。また、災害の状況によっては、支援者自身が被災者になり、避難支援を行うことができないことも想定されます。

避難行動要支援者名簿に登録することで、災害時の支援が必ず保証されるものではない、ということ承知しておいてください。

普段からのご近所づきあいが大切です

災害時の避難支援には、まず迅速に安否確認がとれることが必須となります。そのためには、普段から近隣の人との交流を深め、支援が期待できる良好な関係を築いておくことが大切です。